

0. 調査概要

(1) 調査の目的

青梅市では、地域全体で支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちの実現を目指し、令和6年度に「第5期青梅市地域福祉計画」を策定しました。

本アンケート調査は、18歳以上の市民3,000人を対象に実施し、**地域福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握**するとともに、地域共生社会の推進と市民生活の向上に資すること、さらに**計画の中間見直しに反映することを目的**として実施したものです。

(2) 調査概要

- ◇調査対象者：18歳以上の市民3,000人(無作為抽出)
- ◇調査期間：令和8年3月27日(金)～4月28日(火)
- ◇調査方法：郵送配布・郵送又は専用webページへの回答による本人記入方式

(3) 回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
全体	3,000件	1,361件 (紙：852件、WEB：509件)	45.4%
前回調査	1,000件	362件	36.2%

※前回調査は、令和5年5月に実施した青梅市「地域共生社会を推進するためのアンケート調査」を表します。
 ※前回計画との比較において、概ね10ポイント以上の差があるものに対して言及しています。

(4) 報告書の見方

◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、資料内の分析文、グラフにおいても反映しています。

◇複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

◇地区別の区分けは以下のとおりとなっています。

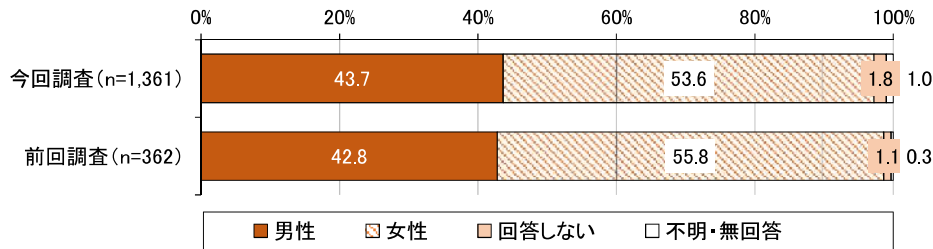
圏域	地区名	地区
第1地区	勝沼、西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町、日向和田	青梅地区
	東青梅、根ヶ布、師岡町	東青梅地区
第2地区	駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町	長淵地区
	畑中、和田町、梅郷、柚木町	梅郷地区
	二俣尾、沢井、御岳本町、御岳、御岳山	沢井地区
	河辺町	河辺地区
第3地区	吹上、野上町、大門、塩船、谷野、木野下、今寺	大門地区
	富岡、小曾木、黒沢	小曾木地区
	成木	成木地区
	新町、未広町	新町地区
	藤橋、今井	今井地区

青梅市「地域共生社会を推進するためのアンケート調査」結果概要 ～成年後見制度関連～

1. 回答者属性

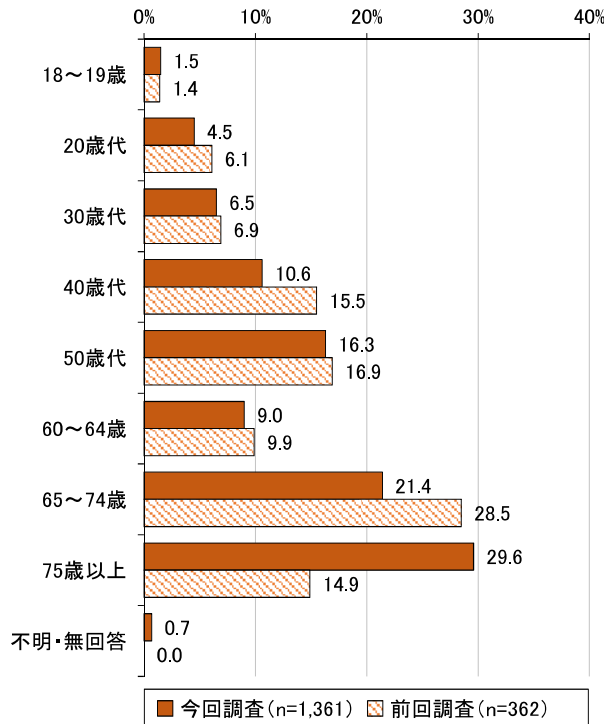
性別【問1】

今回調査では、「女性」が53.6%、「男性」が43.7%、「回答しない」が1.8%となっています。
 前回調査と比較すると、大きな差はみられません。



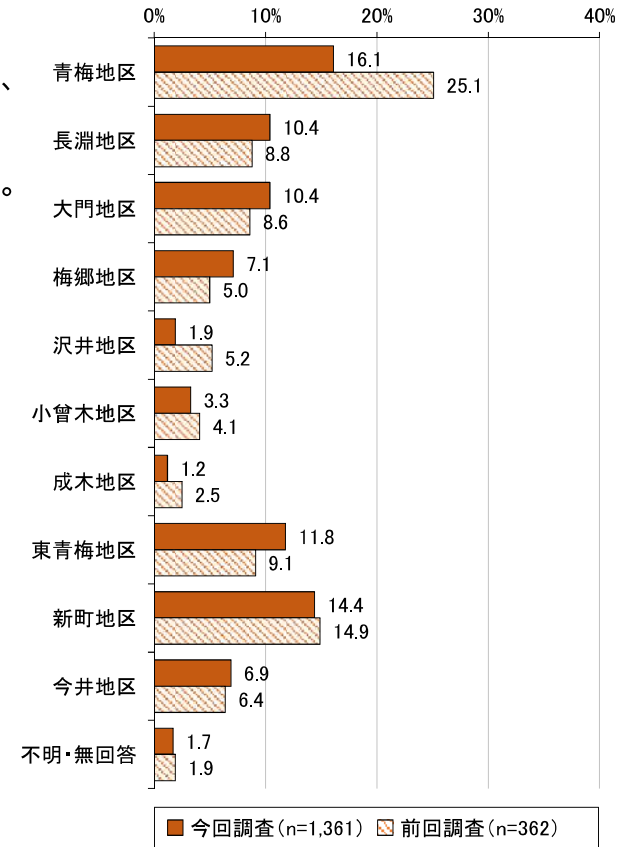
年齢【問2】

今回調査では、「75歳以上」が29.6%と最も高く、次いで「65～74歳」が21.4%、「50歳代」が16.3%となっています。
 前回調査と比較すると、「75歳以上」が14.7ポイント増加しています。

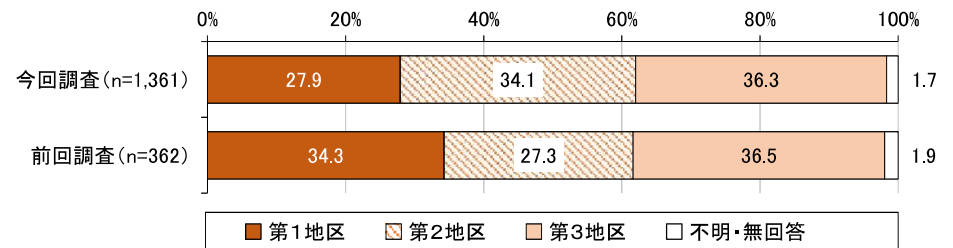


居住地域【問3】

今回調査では、「青梅地区」が16.1%と最も高く、次いで「新町地区」が14.4%、「東青梅地区」が11.8%となっています。
 前回調査と比較すると、「青梅地区」が9ポイント減少しています。



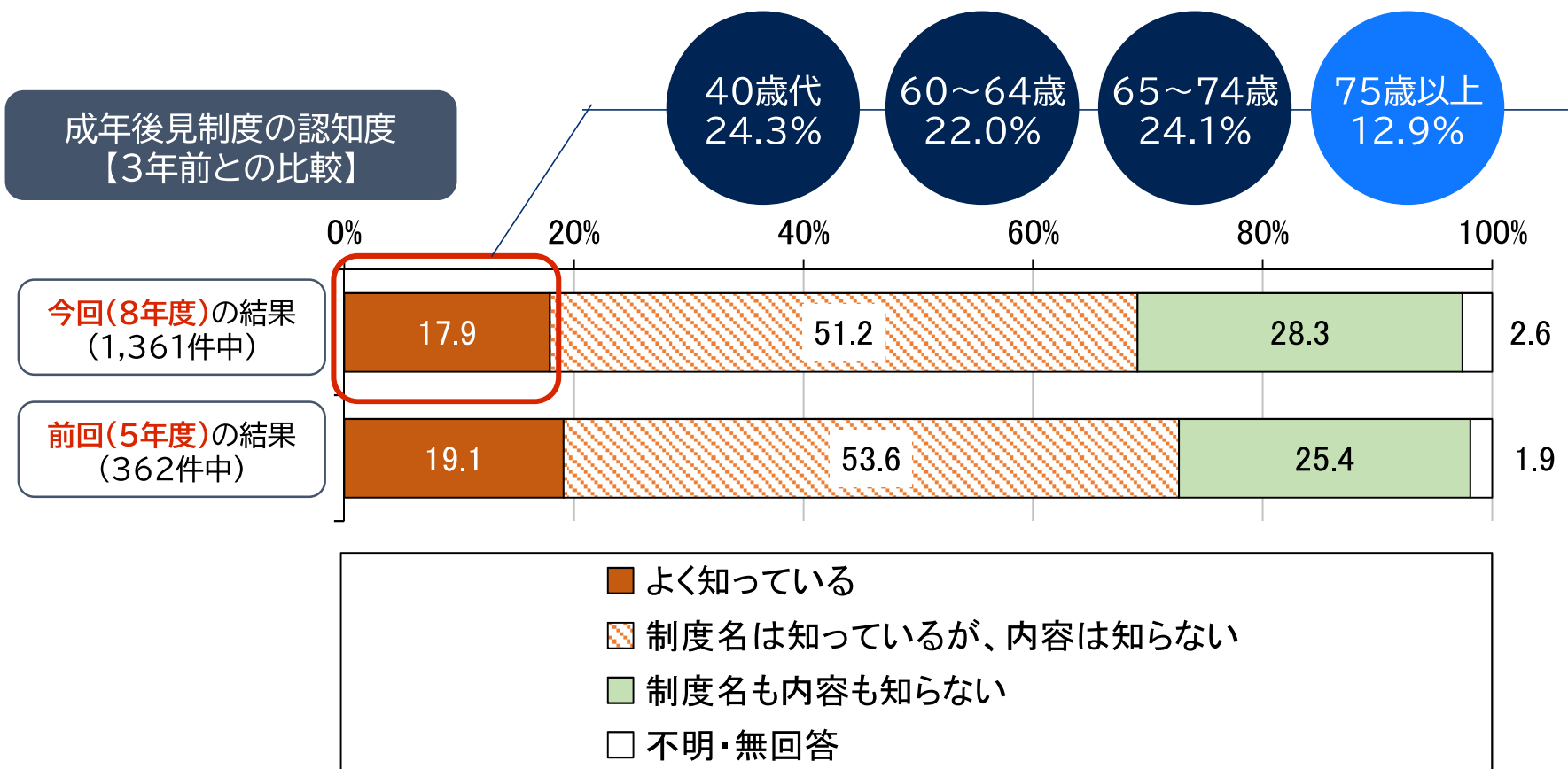
3圏域別にみると、今回調査では、「第3地区」が36.3%と最も高く、次いで「第2地区」が34.1%、「第1地区」が27.9%となっています。
 前回調査と比較すると、大きな差はみられません。



2. 調査結果

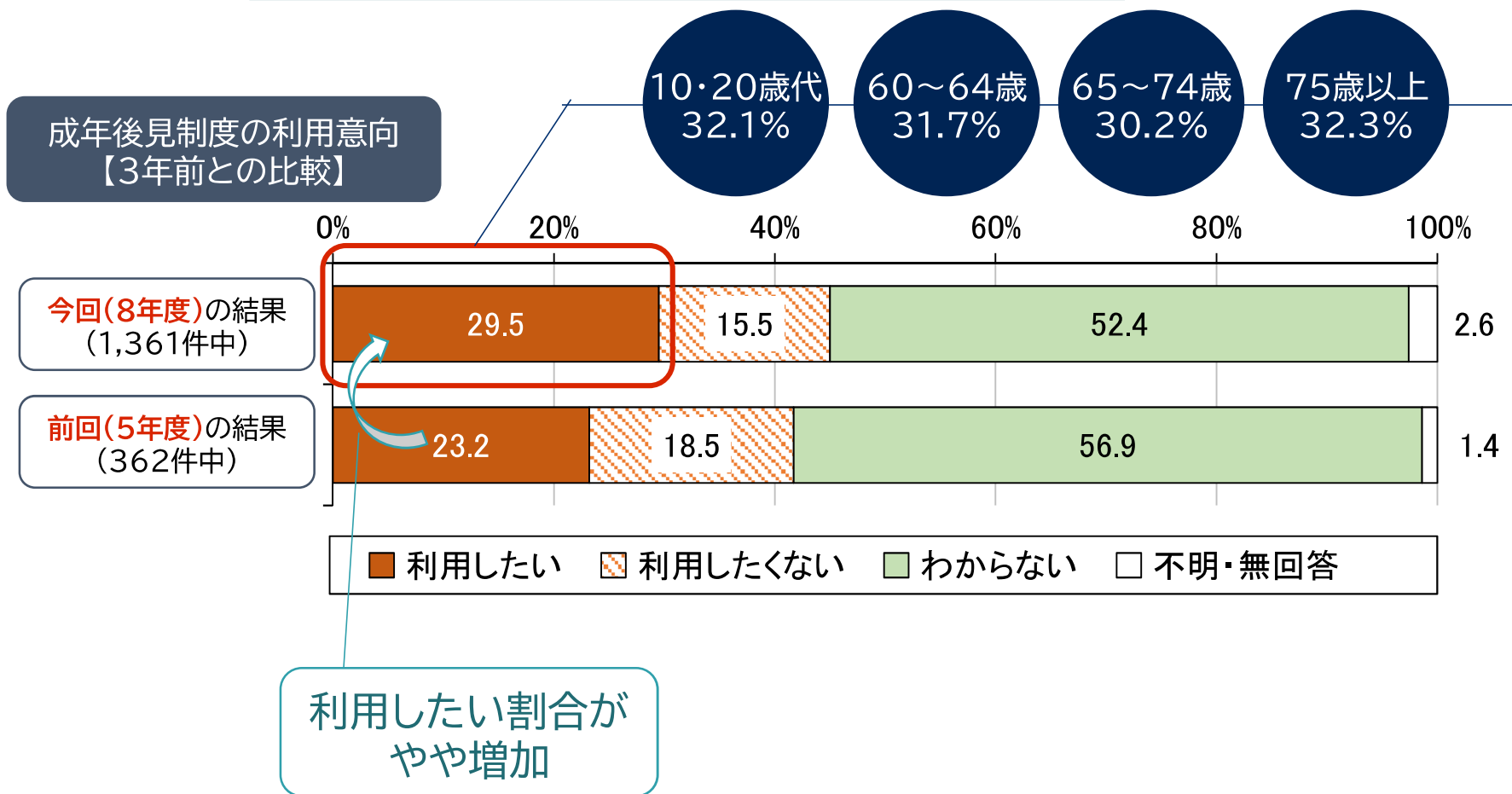
① 成年後見制度の認知度【問29】

- 成年後見制度の認知度について、「制度名は知っているが、内容は知らない」が51.2%と最も高くなっています。前回の調査(令和5年度)と比較すると、大きな差はみられません。
- 年代別にみると、40歳代、60歳代で「よく知っている」が2割を超えています。



② 成年後見制度の利用意向【問30】

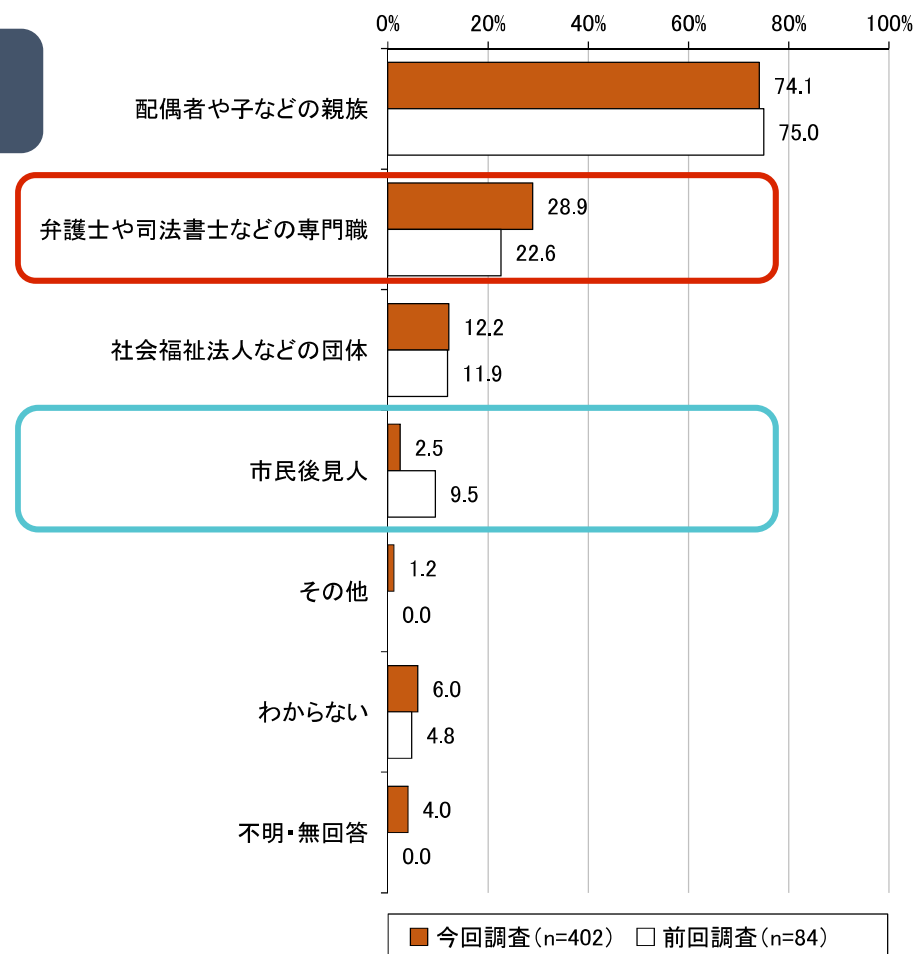
- 成年後見制度の利用意向について、「わからない」が52.4%と最も高く、「利用したい」は29.5%となっています。前回の調査(令和5年度)と比較すると、「**利用したい**」が**やや増加**しているものの、大きな差はみられません。
- 年代別にみると、**10・20歳代、60歳以上で「利用したい」が3割を超えています。**



③ 希望する後見人【問30-1】

- 成年後見制度を利用する際に、希望する後見人については、「配偶者や子などの親族」が74.1%と最も高くなっています。
- 前回の調査(令和5年度)と比較すると、「**弁護士や司法書士などの専門職**」がやや増加し、「**市民後見人**」がやや減少しているものの、大きな差はみられません。

希望する後見人
【3年前との比較】



今回(8年度)の結果
(402件中)

前回(5年度)の結果
(84件中)

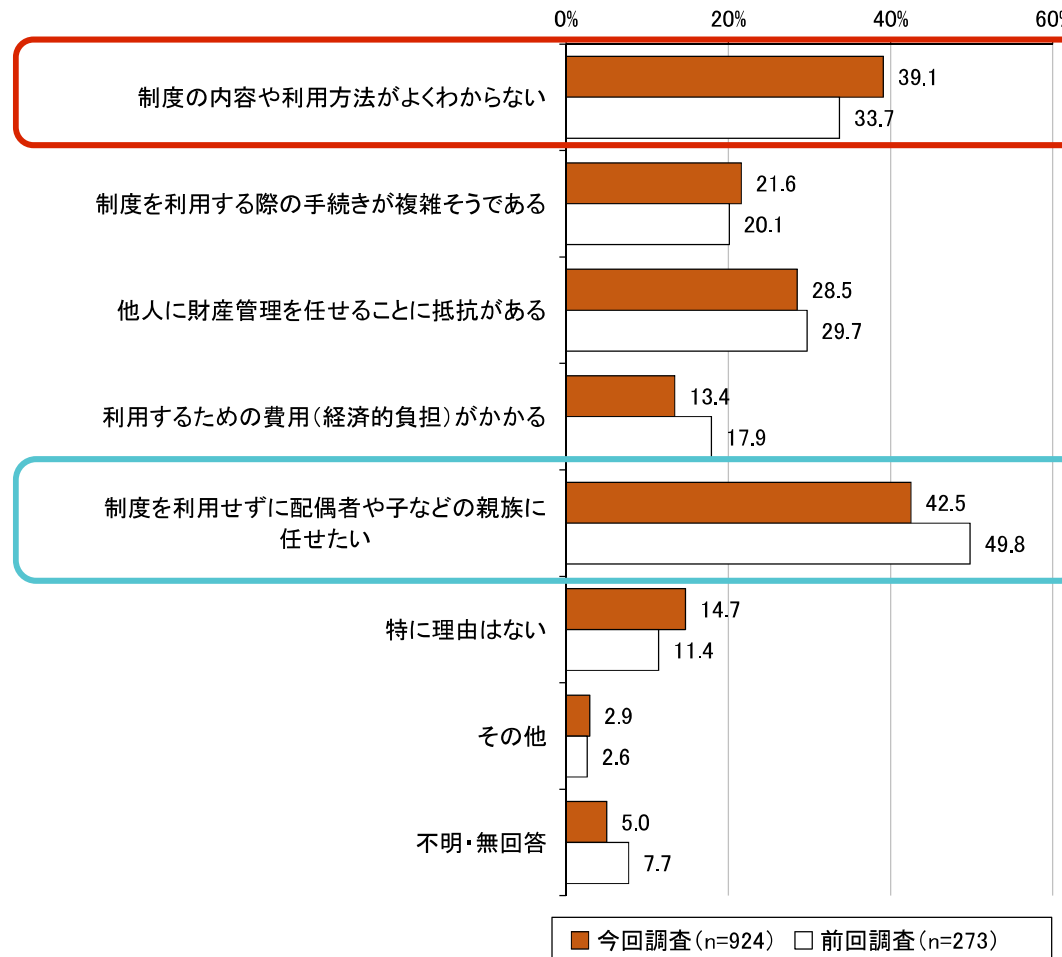
④ 利用したくない、わからないと回答した理由【問30-2】

- 成年後見制度を利用したくない、わからないと回答した理由については、「制度を利用せずに配偶者や子などの親族に任せたい」が42.5%と最も高くなっています。
- 前回の調査(令和5年度)と比較すると、「**制度の内容や利用方法がよくわからない**」がやや増加し、「**制度を利用せずに配偶者や子などの親族に任せたい**」がやや減少しているものの、大きな差はみられません。

利用したくない、わからないと回答した理由【3年前との比較】

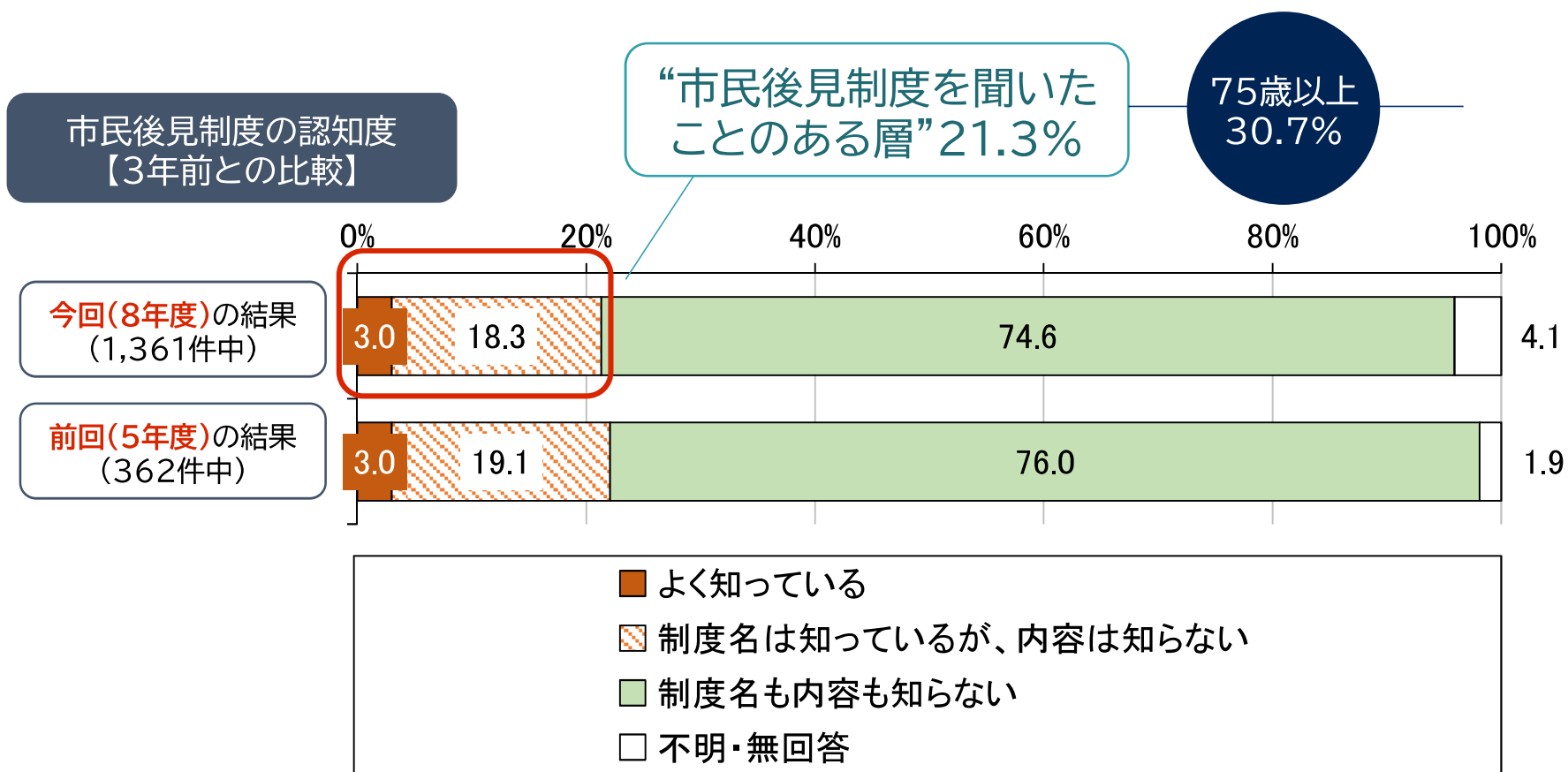
今回(8年度)の結果
(924件中)

前回(5年度)の結果
(273件中)



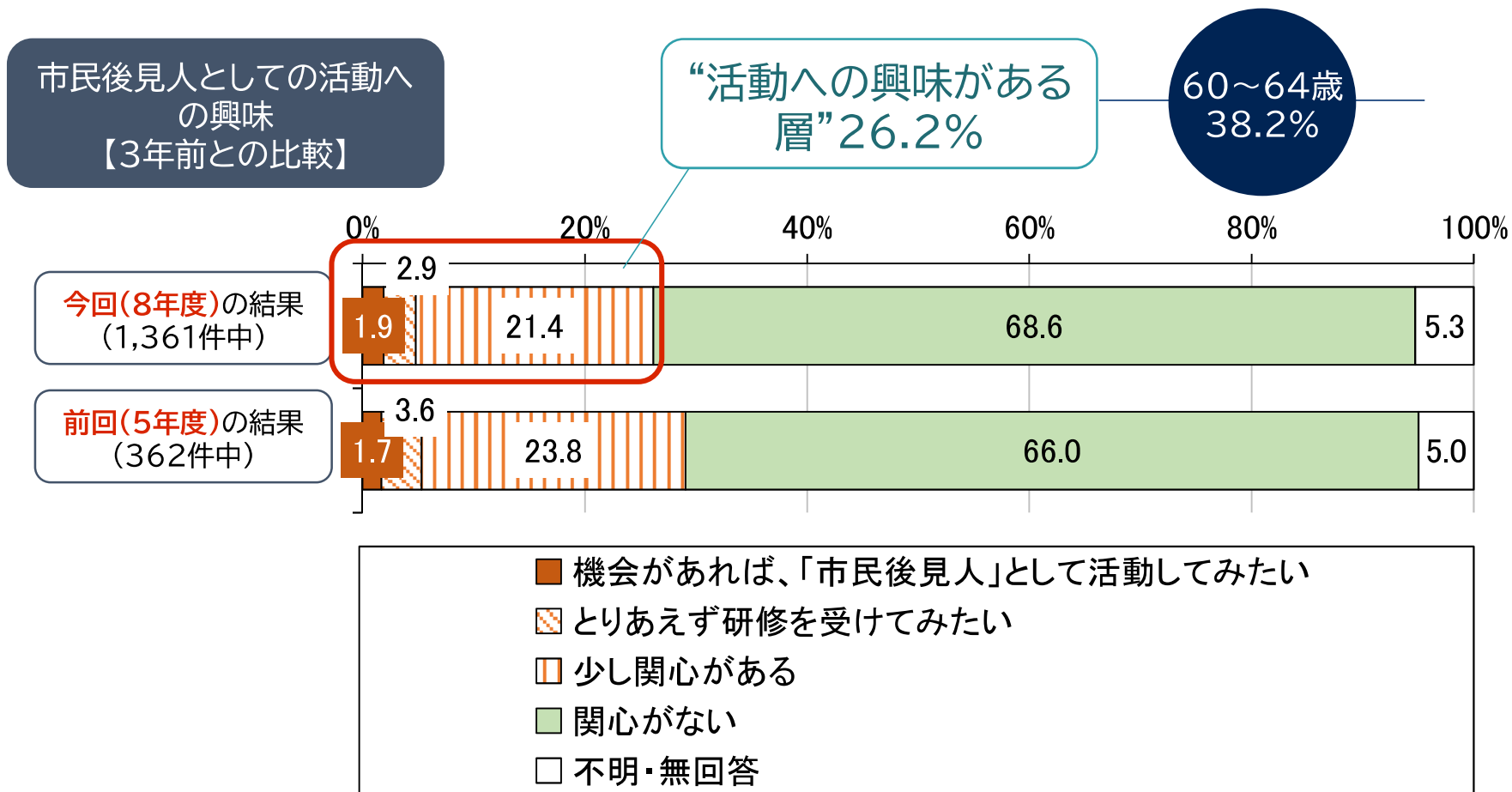
⑤ 市民後見制度の認知度 【問31】

- 市民後見制度の認知度について、「制度名も内容も知らない」が74.6%と最も高くなっています。前回の調査(令和5年度)と比較すると、大きな差はみられません。
- また、「よく知っている」「制度名は知っているが、内容は知らない」層は、全体で21.3%、特に75歳以上で30.7%と高くなっています。



⑥ 市民後見人としての活動への興味の有無 【問32】

- 市民後見人としての活動への興味について、「関心がない」が68.6%と最も高くなっています。前回の調査(令和5年度)と比較すると、大きな差はみられません。
- また、「機会があれば、『市民後見人』として活動してみたい」「とりあえず研修を受けてみたい」「少し関心がある」層は、全体で26.2%、特に60～64歳で38.2%と高くなっています。



青梅市「成年後見制度施設向けアンケート調査」結果概要

0. 調査概要

(1) 調査の目的

青梅市では、地域全体で支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちの実現を目指し、令和6年度に「第5期青梅市地域福祉計画」を策定しました。

本アンケート調査は、市内の高齢者福祉施設及び障害者支援施設を対象に実施し、**成年後見制度の利用に関する実態を把握**するとともに、**計画の中間見直しに反映することを目的**として実施したものです。

(2) 調査概要

◇調査対象者：調査対象施設数：34か所

（高齢者：30か所、障害者：4か所）

◇調査期間：高齢者福祉施設向け：3月30日～4月28日

障害者支援施設向け：4月3日～4月28日

◇調査方法：専用webページへの回答

(3) 回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
全体	34件	高齢者福祉施設 11件 障害者支援施設 2件	38.2%

(4) 報告書の見方

◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、資料内の分析文、グラフにおいても反映しています。

◇複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

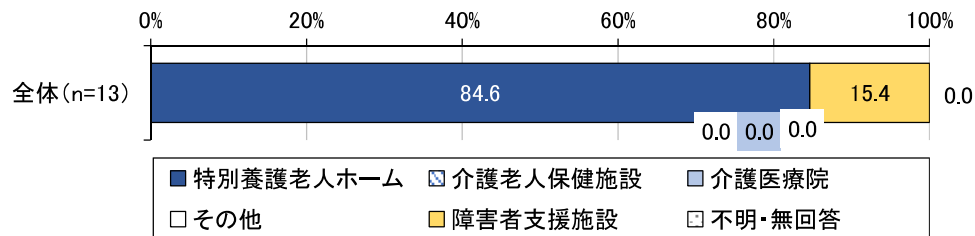
◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

青梅市「成年後見制度施設向けアンケート調査」結果概要

1. 回答者属性

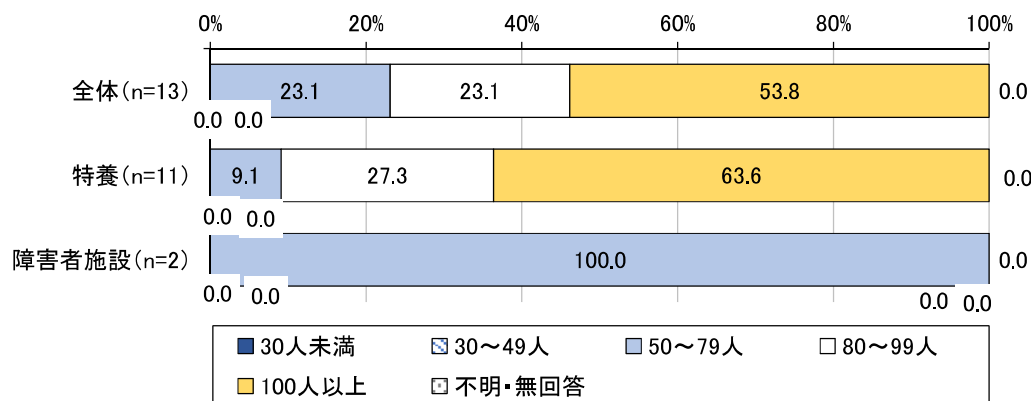
施設種別【Q1】

高齢者福祉施設の回答者11件は、すべて「特別養護老人ホーム」となっています。全13件のうちの割合は84.6%、「障害者支援施設」は2件(15.4%)となっています。



施設の定員【Q2】

高齢者福祉施設の定員は、「100人以上」が63.6%と最も高く、次いで「80~99人」が27.3%、「50~79人」が9.1%となっています。障害者支援施設の定員は、「50~79人」が100.0%となっています。



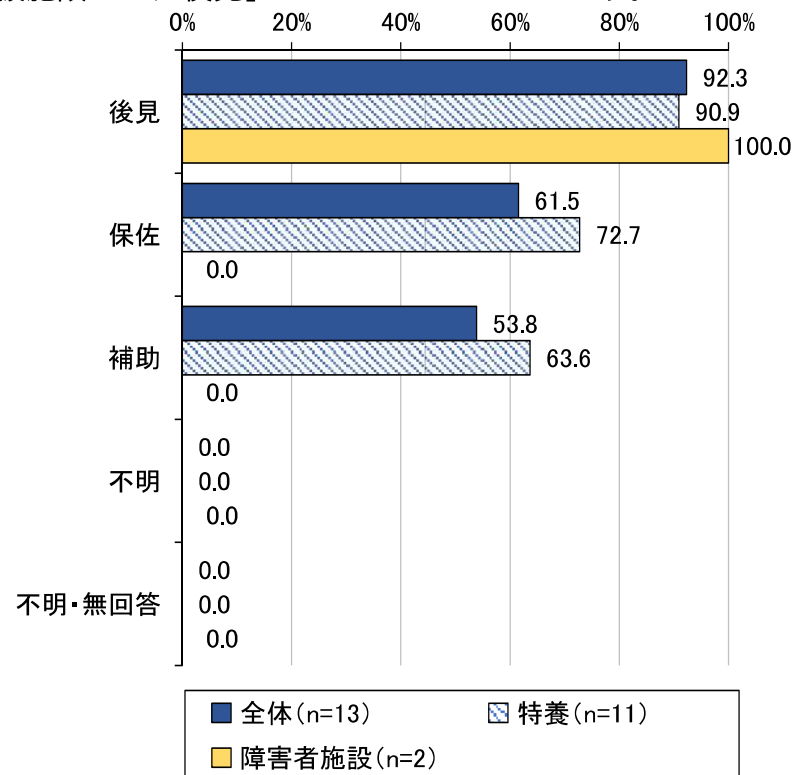
2. 調査結果

成年後見制度の利用状況(入所者)【Q3】

施設の入所者のうち、成年後見制度を利用している方はいるかについては、すべての施設で「利用している入所者がいる」となっています。

利用している後見等の類型【Q3-1】

利用している後見等の類型について、高齢者福祉施設では「後見」が90.9%、「保佐」が72.7%、「補助」が63.6%となっています。障害者支援施設では、「後見」が100.0%となっています。

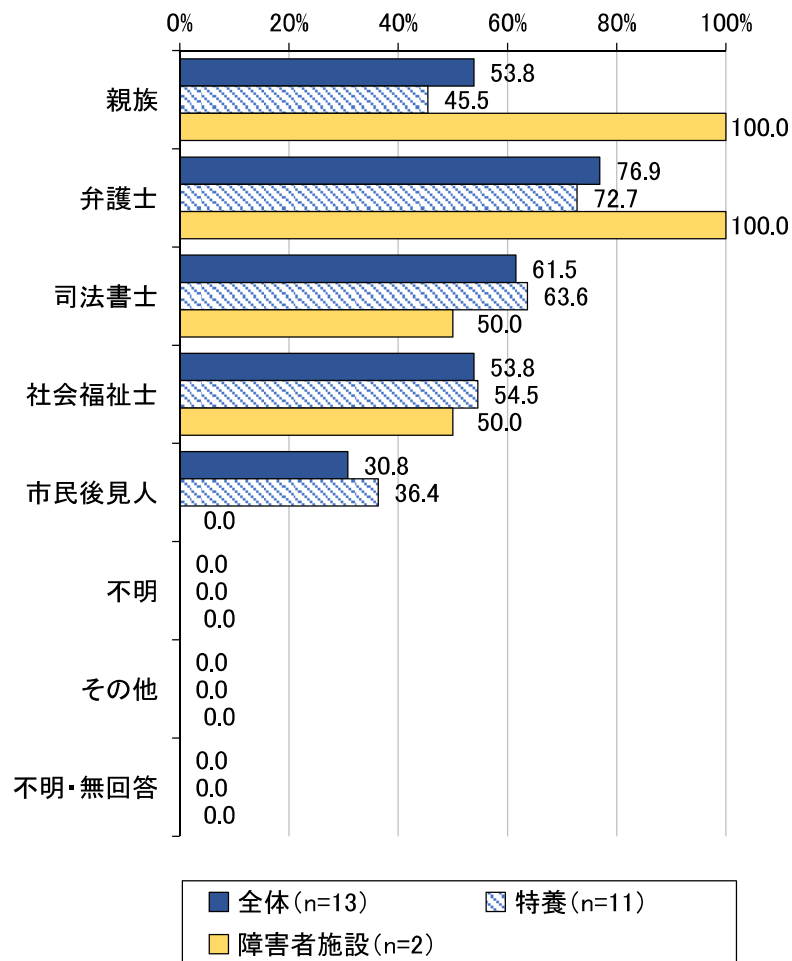


青梅市「成年後見制度施設向けアンケート調査」結果概要

2. 調査結果

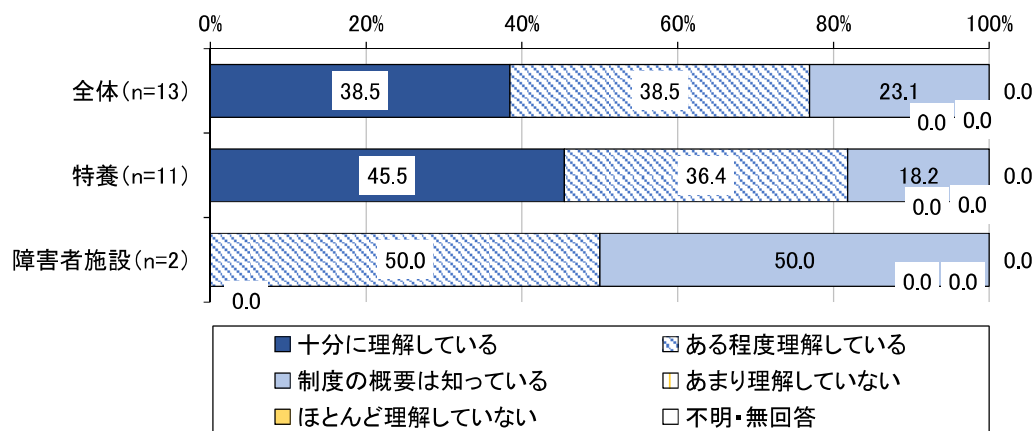
成年後見人等の主な属性【Q3-2】

成年後見人等の主な属性について、高齢者福祉施設では「弁護士」が72.7%と最も高く、次いで「司法書士」が63.6%、「社会福祉士」が54.5%となっています。
 障害者支援施設では、「親族」と「弁護士」が100.0%となっています。



施設職員における成年後見制度の理解度【Q4】

施設職員における成年後見制度の理解度について、高齢者福祉施設では「十分に理解している」が45.5%と最も高く、次いで「ある程度理解している」が36.4%となっています。
 障害者支援施設では、「ある程度理解している」と「制度の概要は知っている」が50.0%となっています。



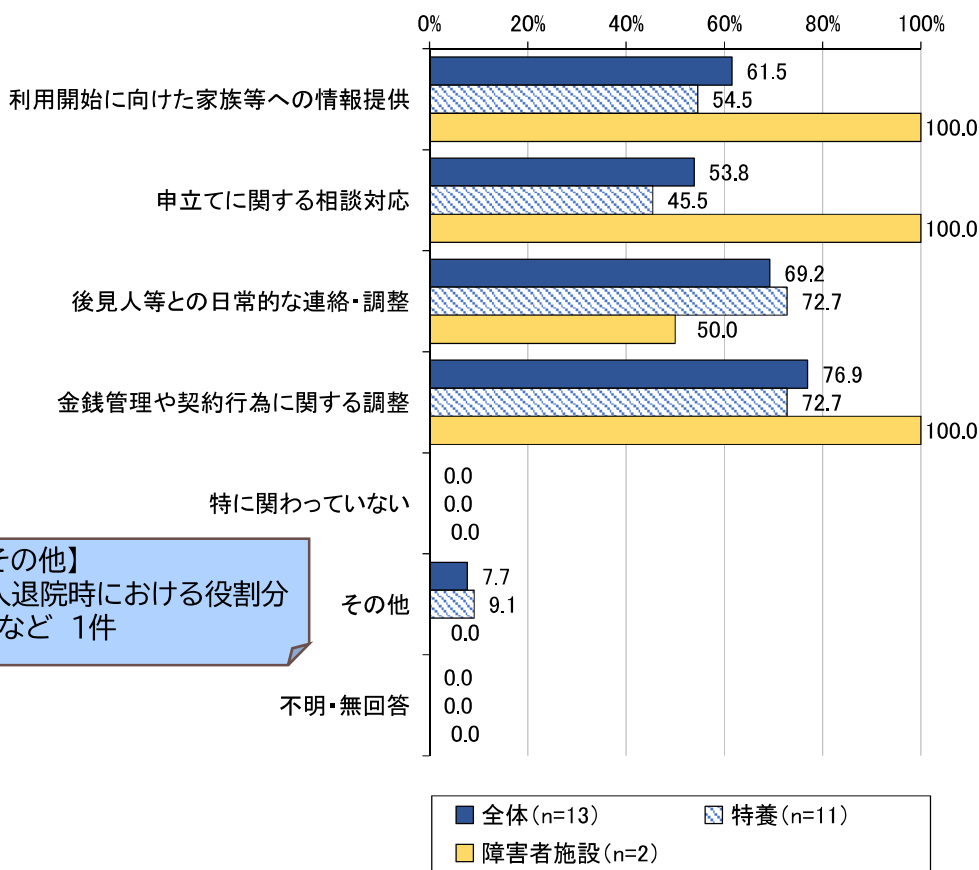
青梅市「成年後見制度施設向けアンケート調査」結果概要

2. 調査結果

成年後見制度に関して、施設が主に関わっている内容【Q5】

成年後見制度に関して、施設が主に関わっている内容について、高齢者福祉施設では「後見人等との日常的な連絡・調整」と「金銭管理や契約行為に関する調整」が72.7%と最も高くなっています。

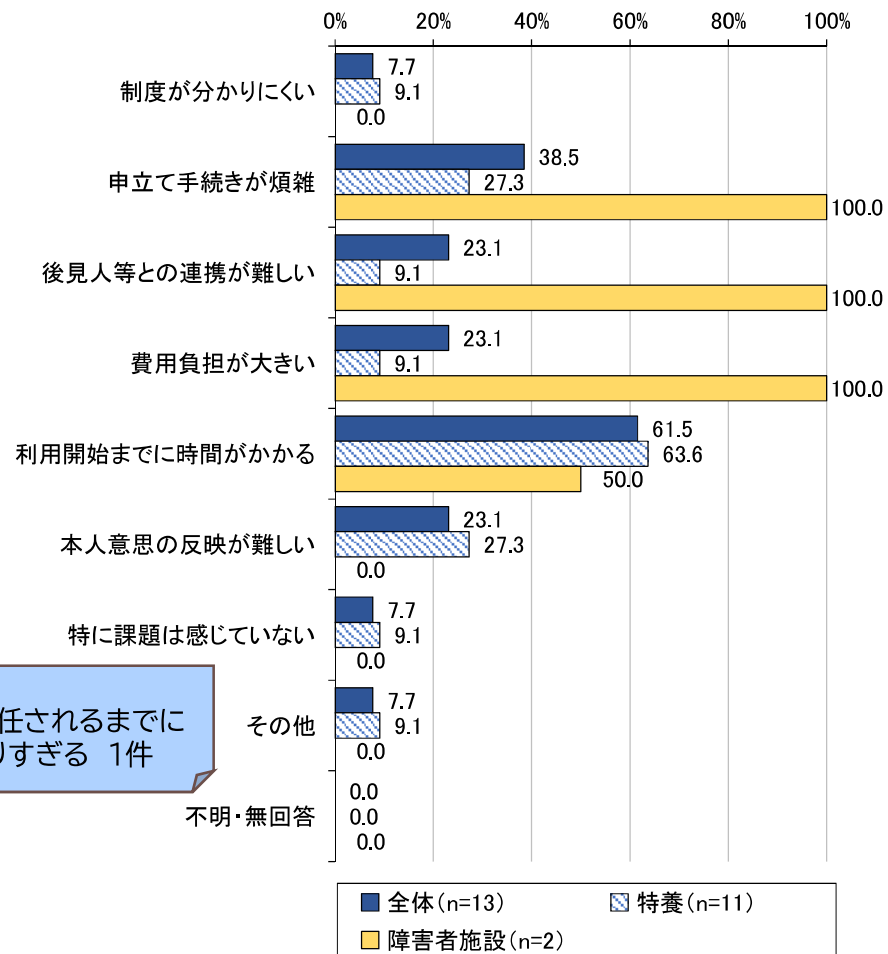
障害者支援施設では、「利用開始に向けた家族等への情報提供」、「申立てに関する相談対応」と「金銭管理や契約行為に関する調整」が100.0%となっています。



成年後見制度の利用や運用について、課題と感じている点【Q6】

成年後見制度の利用や運用について、課題と感じている点について、高齢者福祉施設では「利用開始までに時間がかかる」が63.6%と最も高くなっています。

障害者支援施設では、「申立て手続きが煩雑」、「後見人等との連携が難しい」と「費用負担が大きい」が100.0%となっています。



青梅市「成年後見制度施設向けアンケート調査」結果概要

2. 調査結果

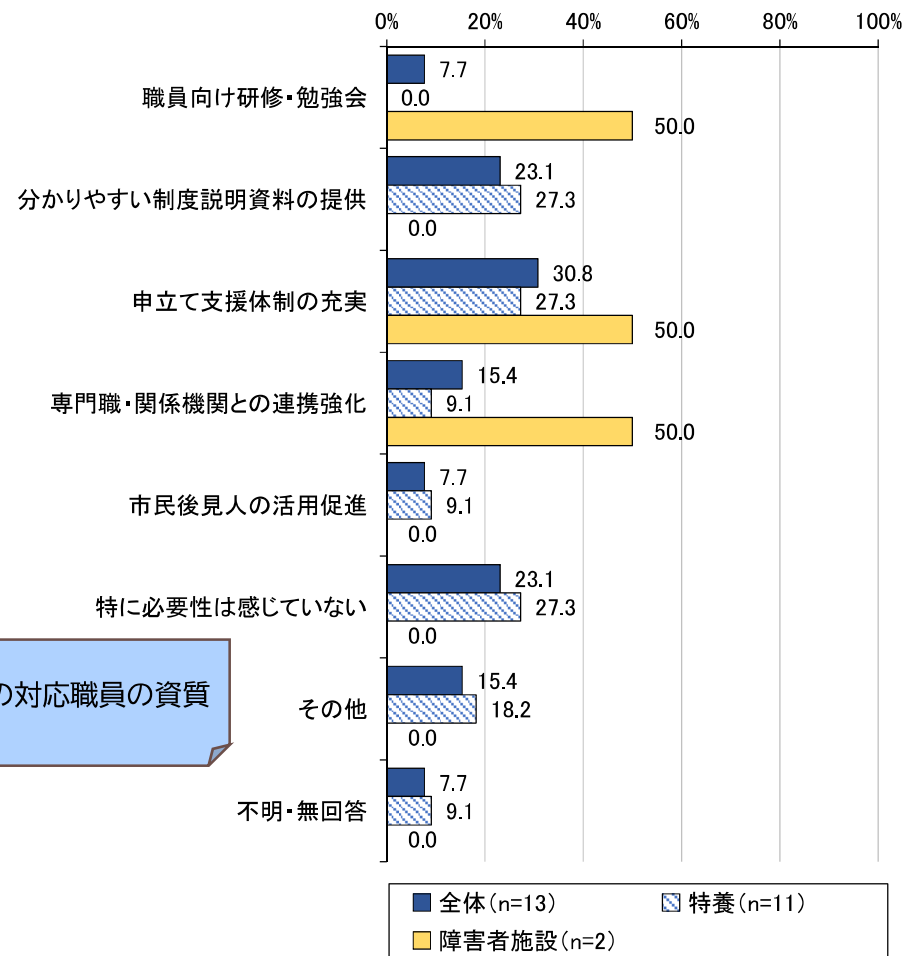
Q6.で選択した課題について、具体的な事例や背景【Q7】

内容	施設種別
制度利用申請後より選任までに2～3カ月ほどの期間を要した。この間に被後見人が死亡した。他市区町村より青梅市の特養に入居した事例である。介護保険については住所地特例である。制度利用相談に際して介護保険者より青梅市に相談して欲しいなどの言葉が聞かれたことが複数回あり、市区町村で制度利用に関する理解度に欠ける。	特養
ご家族等へ後見人制度の利用を説明した際に、費用負担の面のためらってしまうケースがある。	特養
居住地特例の関係から、成年後見制度の申立てや関係調整において、青梅市か入所前の居住地が主となるのかが曖昧になり、行政間での対応を譲り合うような状況となり、必要な手続きに時間を要することがあります。入所前の居住地が青梅市以外の場合、自治体側が施設の特徴や地域事情、関係機関の状況について十分な把握が出来ずに、調整が円滑に進みにくい実態があり、他県が関係する場合には、さらに広域での自治体間調整が必要となり、手続きが一層複雑になります。 成年後見人の選任にあたっては、青梅市周辺だけでなく、入所前居住地や関係地域を含めた広域での後見人探しが必要になります。利用者がろう重複である特性上、意思確認や権利擁護の為に、手話への理解や重複障害への理解を持つ後見人の関与が望まれるため、このような専門性を備えた担い手は限られており、一般的な後見人選任以上に調整が難しくなります。 親族が他の都道府県に居住している場合、連絡や意向確認に時間を要し、戸籍上は親族がいるものの、長年音信不通で関係が途絶えているケースもあり、形式上は親族が存在していても、個人情報の壁など、実務上は連絡調整が極めて困難な場合があります。	障害者支援施設

成年後見制度について、今後必要と感じる支援や取組【Q8】

成年後見制度について、今後必要と感じる支援や取組について、高齢者福祉施設では「分かりやすい制度説明資料の提供」、「申立て支援体制の充実」と「特に必要性は感じていない」が27.3%と最も高くなっています。

障害者支援施設では、「職員向け研修・勉強会」、「申立て支援体制の充実」と「専門職・関係機関との連携強化」が50.0%となっています。



【その他】
・市区町村の対応職員の資質向上 1件

2. 調査結果

成年後見制度の活用促進や、施設としての関わり方についてのご意見・ご要望

内容	施設種別
成年後見人制度が広く普及することで、身寄りがないことを理由に入居を拒む状況の無い状態の構築を望む。	特養
単身者や親族間の交流がない方が増えてきていることもあり、申立て手続きの簡略化などで速やかに制度を利用できれば、切れ目のない支援に結び付けることができると思う。	特養
成年後見制度の活用を進めるためには、まず入所施設利用者に関する主担当自治体を早期に整理できる仕組みが必要です。居住地特例により自治体間で調整が長引くと、必要な支援開始が遅れてしまいます。あわせて、ろう重複の方に対応できるよう、手話や障害特性への理解を持つ後見人候補の確保と広域連携を進めていただきたいです。施設としては、本人の意思確認、生活状況の整理、関係機関との調整、親族確認への協力を丁寧に行い、制度利用につながる役割を果たしていきたいと考えます。	障害者支援施設
ご家族等への理解促進と制度利用のメリット、必要性を繰り返し伝えていくことが必要である。	障害者支援施設